

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和5年1月30日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間
運 行 態 様：区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）
運送の区間：別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類			額及び適用方法
運賃	大人		210円
	小児		110円
	幼児		同伴者1名につき2名まで無料 3人目から小児運賃110円
	特別割引※	大人	110円
		小児	60円
	一日乗車券（大人）		路線バス共通 600円
	回数券（大人）		路線バス共通 2000円（11回分）
決済手段	現金		乗車時にお支払い
	クレジットカード		乗車時にアプリを通じてお支払い

※身体障がい者手帳・療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載（第1種または第2種）により、運賃を割引します。児童福祉法に定める被保護者の方は、一般乗合旅客自動車運賃割引証明書により運賃を割引します。

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数
6時から23時まで
1台1時間あたり最大3便運行（1時間あたり最大30便）

5. 使用する車両及び台数
ワンボックス車両≪通常車両≫ 7台（乗車定員（運転席・助手席除く） 8名）
ワンボックス車両≪車いす対応車両≫ 2台（乗車定員（運転席・助手席除く） 5名）
小型バス車両≪ノンステップ車いす対応車両≫ 1台（乗車定員（運転席・助手席除く） 13～28名）

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

7. 運行事業者

【参考】

Osaka Metro Group【大阪市高速電気軌道株式会社・大阪シティバス株式会社】

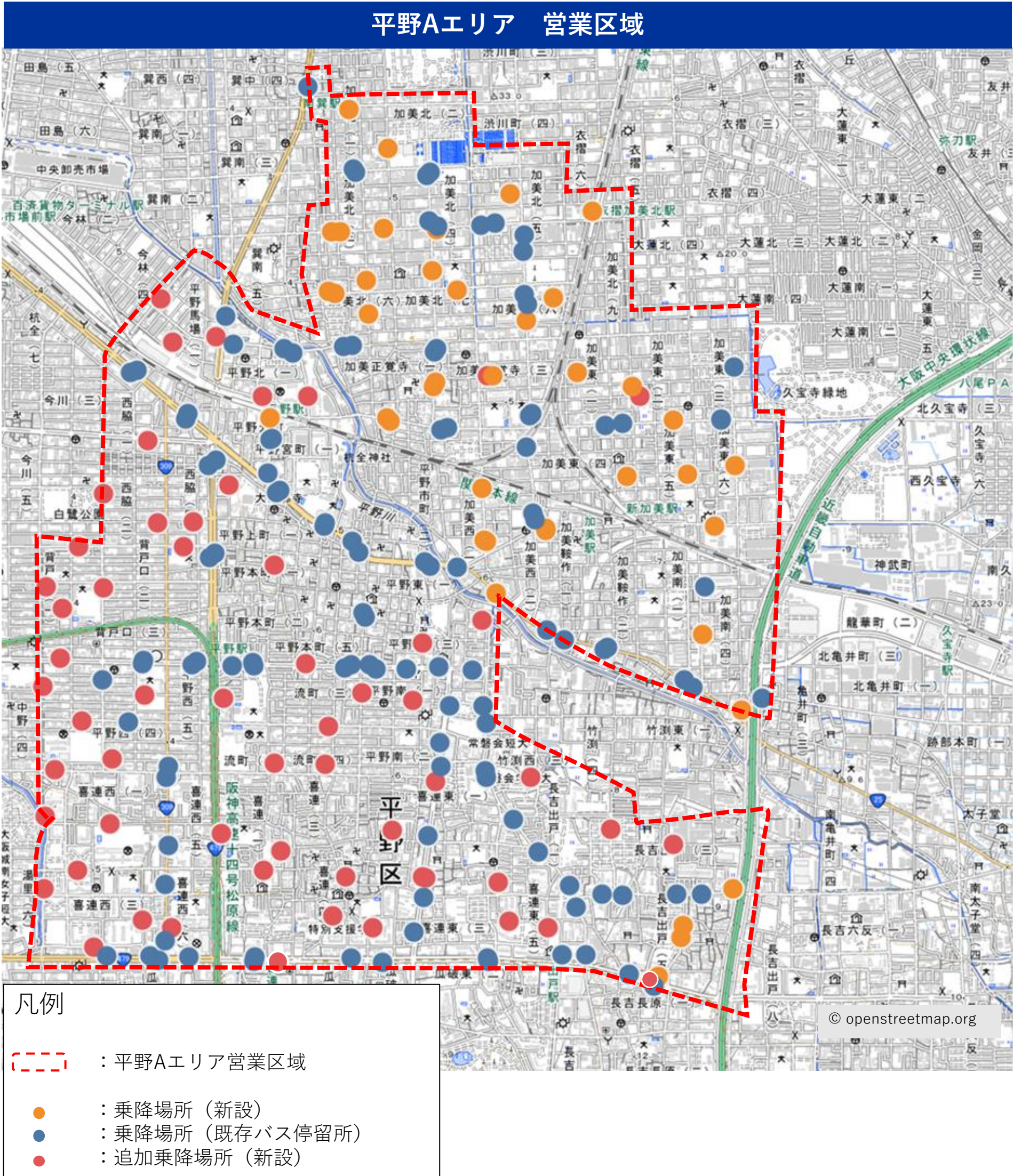
（道路運送法 第4条申請予定運行事業者）

梅田交通第三株式会社 （道路運送法 第21条申請予定運行事業者）

令和5年1月30日
大阪市地域公共交通会議
会長 内田 敬

10. 営業区域(平野Aエリア)

※営業区域：
監督官庁への申請上必要な情報



平野Aエリア 運送の区間

